

琉球大学学術リポジトリ

要請、決議（早期復帰）（I）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43322

(2) 決議書 (昭四〇三十一) 四〇四六

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省援受年月日
石川市議会	40. 3. 11	
鳥根県平田市議会	40. 3. 15	
高知県幡豆郡十和村議会	40. 3. 12	
岐阜県土岐市議会	40. 3. 27	40. 4. 1
愛媛県北宇知郡松野町議会	40. 3. 12	40. 4. 1
柏崎市議会	40. 3. 23	40. 3. 30
香川県議会	40. 3. 27	40. 3. 30
芦屋市議会	40. 3. 19	40. 3. 30
中津市議会	40. 3. 20	40. 3. 30
広島県議会	40. 3. 23	40. 3. 30
北海道歌志内市議会	40. 3. 20	40. 3. 30
高知県高岡郡構原村議会	40. 3. 22	40. 3. 30
愛媛県西宇知郡三瓶町議会	40. 3. 26	40. 3. 30
新潟県村上市議会	40. 3. 22	40. 3. 30
高知県室戸市議会	40. 3. 24	40. 3. 30
愛媛県越智郡宮窪町議会	40. 3. 27	40. 4. 2
佐賀県東松浦郡肥前町議会	40. 3. 25	40. 4. 2
北海道赤平市議会	40. 3. 27	〃
静岡県議会	40. 3. 19 3. 24	40. 3. 30
愛媛県越智郡波方町議会	40. 3. 26	40. 4. 1

GA-5

外務省

都道府県市町村議会名	決議年月日	本省援受年月日
佐賀県藤津郡太良町議会	40. 3. 26	40. 4. 1
尼崎市議会	40. 3. 31	40. 4. 3
奈良市議会	40. 3. 27	〃
山形県尾花沢市議会	40. 3. 20	〃
佐賀県小城郡芦刈村議会	40. 3. 27	〃
山形県米沢市議会	40. 3. 27	〃
鹿児島県志布志町議会	40. 3. 30	40. 4. 5
福岡県粕屋郡古賀町議会	40. 3. 26	40. 4. 5
佐賀県杵島郡白石町議会	40. 3. 26	40. 4. 6
愛媛県越智郡上浦町議会	40. 3. 30	40. 4. 6
高知県吾川郡池川町議会	40. 3. 29	〃
新潟県議会	40. 4. 1	40. 4. 6
福島県伊達郡深原町議会	40. 3. 26	〃
岡山県勝田郡勝田町内勝田町議会	40. 3. 20	〃
高知県安芸郡北川村議会	40. 3. 31	〃
佐賀市議会議長	40. 3. 30	〃
愛媛県上浮穴郡久万町議会	40. 3. 31	〃
鹿屋市議会	40. 3. 29	〃
高知県議会	〃	〃
泉大津市議会	40. 3. 30	〃
愛媛県温泉郡久谷村議会	40. 3. 31	〃

GA-6

外務省

神奈川県議会議長	40. 4. 2	40. 4. 6
岡山県西大寺市議会	40. 4. 2	"
愛媛県越智郡吉海町議会	40. 3. 31	"
同 同 桑郡三牙町議会	"	"
長崎県諫早市議会	40. 4. 2	"
佐賀県東松浦郡相和町議会	"	"
佐賀県小城市小城市議会	40. 4. 1	"
同 同 多久市議会	"	"
北海道三笠市議会	"	"
新潟県北魚沼郡小出町議会	"	"
大分県竹田市議会	40. 3. 29	"
藤沢市議会	40. 3. 30	40. 4. 8
文京区議会	40. 4. 3	"
玉野市議会	40. 3. 29	"
大田市議会	40. 4. 3	40. 4. 9
兵庫県川西市議会	40. 3. 27	"
静岡県三島市議会	40. 4. 1	40. 4. 7
鹿児島県枕崎市議会	40. 4. 5	40. 4. 9
北海道釧路市議会	40. 3. 31	"
宮崎県議会議長	"	不明
大阪市会 (ガリ)	40. 4. 1	"

GA-6

外務省

広島県安芸郡府中町議会	40. 4. 7	40. 4. 10
青森県上北郡八戸町議会	40. 3. 30	"
大阪市会	40. 4. 1	"
京都府宮津市議会	40. 4. 8	40. 4. 12
北海道議会	40. 4. 6	40. 4. 12
愛媛県大洲市議会	40. 4. 5	"
秋田市議会	40. 3. 31	"
秋田市議会	40. 4. 8	"
鹿児島県大口市議会	40. 4. 1	40. 4. 13
兵庫県三木市議会	40. 4. 7	40. 4. 14
長安町議会	40. 3. 22	不明
愛媛県北宇和郡石見町議会	40. 4. 6	40. 4. 13
鹿児島県議会	40. 4. 6	40. 4. 14
愛媛県西宇和郡伊方町	40. 3. 30	40. 4. 15
岩塚市議会議長	40. 4. 12	40. 4. 14
愛媛県石生町議会	40. 3. 23	40. 4. 15
中野区議会	40. 4. 13	"
石瀬市議会	40. 3. 30	40. 4. 20
千葉県八千代市議会	40. 4. 14	40. 4. 17
日向市議会	40. 4. 9	40. 4. 16
後部市議会	40. 4. 6	40. 4. 21

GA-6

外務省

アメリカ局長

参事官

北米課長

古議第96号

昭和40年3月20日

外務大臣
椎名悦三郎殿

古川市議会議長 大衛照



沖縄の祖国復帰に関する意見書提出
について

このことは同胞沖縄90万住民が祖国日本への復帰を指向し、その悲願をかけて79年、アメリカの軍事的植民地支配のもとに異民族の支配を余儀なくされ想像に絶する幾多の悩みと困難に逢着している実情は見るに忍びないものがありますので、地方自治法第99条第2項の規定により別紙の意見書を提出するものがあります

つきましては沖縄統治の実態を再認識され祖国日本の主権が速やかに、かつ完全に回復される措置を講じられるようお願いいたします

ふるかわしぎかい

要処理	要連絡
要研究	至
課長	〇
枝村	河
齊藤	吉川
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉川
山田	藤田
後藤	藤田

沖縄の祖国復帰に関する意見書

沖縄は第2次大戦の敗戦による軍事占領統治7年、次いで対日平和条約第3条によつて祖国から分離され、アメリカの軍事的植民地支配のもとにおかれて72年、実に79年の長きにわたつて異民族の支配を余儀なくされている

1962年3月、アメリカのいわゆるケネディ新政策なるものを発表し、「沖縄の復帰を待望し、復帰の際の混乱を少なくするため財政援助を増大する」という主旨の声明をした

しかしながらその声明とは逆に「極東に脅威と緊張が続くかぎり沖縄を保有する」と言明して核兵器基地の強化とあらゆる演習を行ない戦争の危機を増大している。また財政援助増額も県民の期待に反するものとなつている。最近では高等弁務官の専制支配が露骨化し、琉銀をはじめ各金融機関への介入、農運の抜打ち監査、布令の改悪による医薬品の統制、アメリカ銀行の進出や開発公社の株式取得等により経済的植民地化の傾向が濃厚となり、自治権は皆無の状態となつている。一方渡航制限はますます厳しくなり、県民の生命財産はおびやかされ、労働者への弾圧も強くなつている。このような統治のあり方は「その地域住民の利益が至上のものであるという原則に立つて行なわなければならない」という国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則にさえ違反し、人

ふるかわしぎかい

権や基本的自由を保障した「人権に関する世界宣言」にももとのものといわなければならない。さらに国連において「植民地諸国、諸人民に対する独立許容の宣言」が採択されている今日、いかなる理由があるにせよ力によって同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは国際正義に反し許されるべきではないと信ずる

復帰に対する沖縄県民の意思は単なる財政援助増額の宣伝や圧迫によつていささかもひるむものではない

よつて古川市議会は国際世論の盛り上がりと全世界の良識の上に立つて日米両国はもとより国連加盟諸国が「その地域住民の意思に反した不当な支配」がなされている沖縄統治の実態を再認識し、祖国日本の主権が速やかにかつ、完全に回復される処置を講じられるよう強く要請する。

上記地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する

昭和40年3月11日

古川市議会議長 大 衛 照 夫

古川市議会議長
大衛照夫
古川市

外務大臣
推名悦三郎 殿

ふるかわしぎかい

アメリカ局長

参事官

北米課長

平議第99号

昭和40年3月16日

外務大臣

推名悦三郎 殿

島根県平田市議会

議長 多久和元 紀



沖縄の祖国復帰について(要望)

このたび当市議会において沖縄の祖国復帰に関する要請を決議いたしましたので速やかに本土へ復帰できるよう決議文を添えて要望いたします。

要	理	要	連絡
要	研究	至	急
課	長	村	
枝	村	河	内
斎	藤	吉	田
丁	馬	山	田
三	辺	平	川
	崎	吉	津
	山	藤	田
	藤		

平 田 市

沖繩の祖国復帰に関する要請決議

沖繩は、第二次大戦の敗戦による軍事占領統治七年、次いで対日平和条約第三条によつて祖国から分離され、アメリカの軍事植民地支配のもとにおかれて十二年、実に十九年の長きにわたつて異民族の支配を余儀なくされている。

沖繩統治の実態は、軍事的統治者たる高等弁務官の専制支配によつて、経済的植民地化への傾向が濃厚となり、本土との渡航も制限され、住民の自治権は皆無の状態におかれている。沖繩が日本の本土の一部であることは、日本及びアメリカ両国政府の明らかに認めるところであり、沖繩九〇万住民こそつて祖国日本への復帰の悲願到達に努力を重ねてきていることは万人の認めるところであり、又全人類に共通する素朴にして根強い住民感情である。

このような実態を再認識し、平田市議会は沖繩の本土復帰が日本政府の責任において速やかに、かつ完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要請する。

右決議する。

昭和四十年三月十五日

島根県平田市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

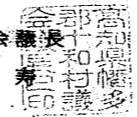
昭39十和議第81号

昭和40年3月17日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

高知県幡多郡十和村議会 議長

安岡 秀



沖縄祖国復帰早期実現に関する要請
決議書の提出について

上記について別紙のとおり決議書を提出し、これが早期実現に
一層の御尽力を要請いたします。

要処理	要連絡
要研究	急
課長	村
枝村	内
齊藤	田
有馬	田
渡辺	川
大崎	津
中田	田
後藤	

沖縄祖国復帰早期実現に関する
要請決議書

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいりまでもなく、日本国民の世論になつてゐることも事実はである。しかしながら、この極めて当然の民族的な要求は無視され今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、沖縄県民を以てこの上ない悲しみであり、日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調にしているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このよりの重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかし、たとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものでありこの前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるより要請する。

右決議する

昭和40年3月12日

高知県幡多郡十和村議会第29回定例会

アメリカ局長

参事官

北米課長

土議発第六十三号

昭和四十年三月二十七日

岐阜県土岐市議会

議長 山村 龍

雄



外務大臣
推名悦三郎殿

決議書提出について

当市議は沖繩の祖国復帰に関する要請を本日別紙の通り決議いたしました。

我々の意のあるところを了とせられ御高配賜りますようお願い申し上げます。

沖繩の祖国復帰に関する要請決議

沖繩は、第二次大戦の結果、軍事占領統治七年、次いで対日平和条約に基づいて祖国から分離され、アメリカの軍事的植民地支配下におかれて十三年、実に二十年の長きに亘つて祖国日本と隔離の余儀なきに至つています。

嘗ての沖繩県の同胞は、止むを得ずひたすら黙々として異国の支配を受けておるものゝ、島民九十万人の心情を察するとき、悲憤慷慨の念切々として脈うち伝ひ来るものがあり詢に同情に堪えません、事情は兎も角この現実の問題に対し、我々の国民感情として到底坐視でき得ないところであります。

依つて政府におかれましても呻吟すること二十年を経た今日、断然正常の姿に立ち帰るべく緊禪一番、更に全魂を傾けて外交に当られ、一日も速かに祖国復帰の悲願達成に尽瘁せられんことを強く要望する。

右、決議する。

昭和四十年三月二十七日

岐阜県土岐市議

会



アメリカ局長
参事官

北米課長 *（署名）*

議第75号

昭和40年3月29日

外務大臣
椎名悦三郎殿

愛媛県北宇和郡松野町議会

議長 橋田 *（署名）*



「沖縄の祖国復帰早期実現要望決議書」

送付について

本町議会は、3月22日開催の第2回定例議会において
沖縄が早く祖国に復帰できることをのぞんで、その早期実
現要望決議を行ないました。

ついては、別紙のとおり決議書を送付し、善処をお願い
します。

愛媛県北宇和郡松野町議会

謹啓

（署名）

（署名）

沖繩の祖國復歸の早期実現に関する要望決議

沖繩県民の悲願が、祖國復歸に集約されることはいうまでもなく、日本国民の世論になっていることも事実である。

然し、この極めて当然な民族的要求が無視され、沖繩は、いまなお米國の統置下におかれ、住民が祖國同胞と国民生活を共にすることができない。

これは、単に沖繩県民の悲しみにとどまらず、日本国民のすべてが、残念にたえないところである。

日本国民たる沖繩県民が祖國に復歸をのぞむ宿願は崇高なものであり、いかなる権力といえどもこれを侵すことはできない。

このような重大時点において、佐藤、ジョンソン会談は、沖繩の祖國復歸を提議したと言われるが、同県民の悲願が達成されなかったことは遺憾である。

今日発生する複雑な問題は、そのほとんどが祖國復歸に帰着するものであって、これが解決されない限り、沖繩の将来はあり得ない。よって本町議會は、沖繩の施政権が速やかに日本に返還されることを要望するものである。

右決議す。

昭和40年3月12日

松野町議會

内閣総理大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長

宛

アメリカ局長

参事官

北米課長

柏議第 125 号

昭和 40 年 3 月 26 日

外務大臣
権外三郎殿

柏崎市議会議長

西川 亀



沖縄の祖国復帰要請について

沖縄の祖国復帰は日本民族の悲願であり本市議会はここに別紙のとおり決議いたしました。

1日も早く沖縄の祖国復帰が実現するようにここに決議書を送付して要請いたします。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河内
斉藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中山	藤田
後藤	

沖繩の祖国復帰要請に関する決議

沖繩90万の住民が戦後20年を経た今日、なお祖国から分断され他国の支配下におかれていることは日本民族として、極めて悲しむべきことである。

沖繩の全住民が祖国復帰を心から願ひ幾多の困難を乗り越え目的達成に輝々しく立上っている。

本市議会は国際正義の立場と日本民族の悲願を成就させるために速かに措置が講じられ、沖繩の主権が回復されるよう強く要請する。

以上決議する。

昭和40年3月23日

柏 崎 市 議 会

突

アメリカ局長

参事官

北米課長

香議発第84号

昭和40年3月22日

外務大臣

榎名悦三郎 殿

封

香川県議会議長 大久保 雅彦



意見書の送付について

昭和40年2月香川県議会定例会において議決した意見書を

別紙のとおり送付しますから、意見書の趣旨実現に格段のご尽

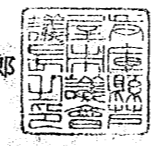
力を賜わりたくお願いします。

要処理	要連絡
要研究	至 急
縣長	○
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中岡	藤岡
後藤	

アメリカ局長
参事官
北米課長
芦市議第124号
昭和40年3月25日

外務大臣
推名 地三郎 殿

芦屋市議会議長 鶴田 秋太郎



沖繩の施政権返還に関する意見書について

昭和40年3月19日開催の第2回定例市議会において、別紙のとおり決定しましたので、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。

要処理	要連絡
要研究	至 急
課長	河内
枝村	吉田
齊藤	山田
有馬	平田
渡辺	吉津
大崎	藤田
中田	
後藤	

沖繩の施政権返還に関する意見書

90万余の沖繩同胞は、戦後20年間たえず祖国復帰を叫びつづけ、沖繩立法院は幾回となく復帰要求の決議を繰り返しております。

日本国会もまた再三にわたって沖繩同胞の非願にこたえ、施政権回復に関する決議を行なっております。

しかし沖繩は、今なおアメリカの統治下にあつて現状ではいつ日本へ返還されるか見通しがつきません。

アメリカによる沖繩統治の不当性はA・A会議など広く国際的にも指摘されているとおりでありますし、さらにこれは領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し、国連憲章の信託政治の条件にも該当せず、国連加盟国である日本の主権平等を無視し、国連憲章に相反するものであることも沖繩立法院議会が指摘しているとおりであります。

したがつて、政府がアメリカに追随することなく国民世論の支持を基盤として強固な態度で沖繩の返還について対米交渉をするならば、これの実現は決して不可能ではないことをわたくしたちは確信しています。

なにとぞ何人も侵すことのできない崇高至純な祖国復帰の願望をご理解され、沖繩県の祖国復帰が実現されるよう要請する次第であります。

昭和40年3月19日

芦屋市議会

アメリカ局長
参事官
北米課長

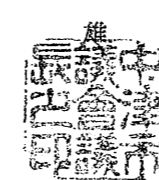
要 望 書

要	急	村	田	津	田
理	至	河	吉	山	川
至	至	藤	山	平	川
研	研	村	馬	吉	津
究	究	崎	邊	崎	田
		野	崎	藤	田
		崎	崎	藤	田
		野	崎	藤	田
		野	崎	藤	田
		野	崎	藤	田
		野	崎	藤	田

沖繩の祖国復帰早期実現について
沖繩の祖国復帰問題は日本国民のひとしく割首待望して止まないところ
であります。沖繩住民はひたすら苦痛に堪え、祖国復帰を一途に夢見て訴
え続けて居ります。
この素朴にして真剣な住民の心情を察するとき、また同胞垣をもつて隔
てられるの悲哀を思ふときまことに堪え忍び難きものがあります。複雑多
岐にわたる国際情勢下にあつては、これが解決には随分と困難を極めるこ
とと存じますが、何卒格別の御配慮によつて沖繩の復帰が早期に実現出来
ますよう別紙市議会の決議を相添えここに要望申し上げます。

昭和四十年三月二十六日
中津市議会議長 瀬口繁

外務大臣 推名悦三郎 殿



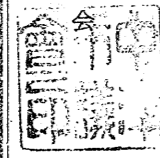
大分県中津市役所

沖繩の祖国復帰に関する決議

沖繩は、第二次大戦後十九年の間アメリカ合衆国の支配するところであ
るが、本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべきである。
合衆国による沖繩の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られ
ている措置にせよ、かかる犠牲を沖繩住民に転嫁することは、われわれの
到底忍び得ないところである。
然かるに、沖繩住民は戦後十九年の間ひたすら本土への復帰を宿願とし
ており、われわれ国民もまた、沖繩に対する日本の主権が一日も早く回復
されるよう待望して久しいものがある。
よつて、政府におかれては、沖繩統治の実情と、沖繩並びに本土の全国
民が懐く素朴な感情と悲願とを深く御賢察の上、速やかに沖繩における日
本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。
右決議する。

昭和四十年三月二十四日

中津市議



大分県中津市役所

アメリカ局長

参事官

北米課長

39 歌 議 第 266 号

昭和 40 年 3 月 24 日

外務大臣

権名悦三郎

殿

北海道歌志内市議会

議長 塩谷 欣



決議書の送付について

去る3月20日当市議/回定例会において、沖縄の祖国復帰に関する要案決議を行つたので、別紙のとおり送付いたします。

以上

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
文村	河内
齊藤	吉田
馬山	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

沖繩の祖国復帰に関する要望決議

沖繩は、第二次大戦の敗戦による軍事占領統治七年、次いで対日平和条約第三条によつて祖国日本から分離され、アメリカの軍事的植民地支配のもとにおかれて十三年、実に二十年の長期にわたつて異民族の支配を余儀なくされてゐる。

昭和三十七年三月、アメリカは、いわゆるケネディ新政策なるものを発表し、「沖繩の復帰を待望し、復帰の際の混乱を少なくするため財政援助を増大する」といふ主旨の声明をした。

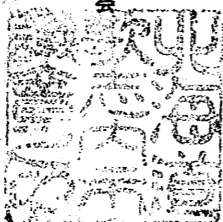
しかしながら、その声明とは逆に「極東に脅威と緊張が続くかぎり沖繩を保有する」と言明して核兵器基地の強化とあらゆる演習を行ない戦争の危機を増大してゐる。また財政援助の増額も住民の期待に反するものとなつてゐる。最近では高等弁務官の専制支配が露骨化し、琉銀をはじめ各金融機関への介入、農産の抜切り監査、布令の改悪による医薬品の統制、アメリカ銀行の進出や開発公社の株式取得等により経済的植民地化の傾向が濃厚となり、沖繩住民の生命、財産におびやかされ、労働者

への弾圧も強くなつてゐる。このよつを統治のあり方は「その地域住民の利益が至上のものである」といふ原則に立つて行なわなければならない」といふ国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則にさえ違反し、人権や基本的自由を保障した「人権に関する世界宣言」にも反するものといわなければならない。さらに国連において「植民地諸国、諸人民に對する独立許容の宣言」が採択されてゐる今日、如何なる理由があるにせよ力によつて同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは、国際正義に反し、許されるべきでないと思はれる。よつて政府は、地域住民の意志に反した不当な支配下にある沖繩統治の実態を再認識し、沖繩住民の熱望してゐる祖国日本への復帰について、すみやかに適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

右決議する。

昭和四十年三月二十日

北海道歌志内市議



アメリカ局長
参事官
北米課長

標議第五四一号

昭和四十年三月二十六日

高知縣高岡郡檮原村議会議長 中岡

外務大臣

椎名悦三郎 殿

意見書の提出について

沖縄祖国復帰の早期実現に關し、別紙の通り要請決議を行い、これを
檮原村議会の意見とする旨議決されましたので、地方自治法第九九条
第二項の規定により提出致します。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	村
枝村	河内
河村	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	藤田
後藤	

高岡郡檮原村議會議長之印

沖縄祖国復帰の早期実現に關する決議

沖縄住民の悲願が祖国復帰に集約されている事は言うまでもなく、これ
がまた日本国民の世論となつてゐる事も事實である。

然し乍らこの極めて当然の民族的な要求が輕視され、今日なお沖縄住民
が祖国同胞と国民生活を共にする事が出来ない事は、我々国民にとって
もこの上ない悲しみである。今、この沖縄住民の祖国復帰の宿願は
崇高なもので如何なる権力といえどもこれを侵す事は出来ないと確信す
る。

よつて、檮原村議会は、政府が一日も早く沖縄祖国復帰が実現する様、
格段の現意をされる事を要請する。

昭和四十年三月二十二日

高知縣高岡郡檮原村議會議

アメリカ局長

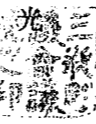
参事官

北米課長

議第三四号

昭和四十年三月二十七日

愛媛県西宇和郡三瓶町議会議長 三好武



外務大臣
椎名悦三郎 殿

沖繩の祖国復帰の早期実現に関する決議書の送付について

戦後二十年米国支配下にある沖繩県民の強い要請により三瓶町議会におきましては、去る三月二十六日別紙の通り、沖繩復帰の早期実現に関する要請を決議いたしましたので、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要処理	安連絡
要研究	至急
課長	村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中山	藤田
後藤	

祖國復歸の早期実現に關する要請

戦後既に二十年沖繩県民の悲願が祖國復歸に集約されることはいうまでもなく日本全國民の世論になつてゐることも事實である。然し乍らこの極めて当然の民族的要求は無視され今日尚米國の統治下におかれ、これら住民と國民生活を共にすることが出来ないことは我々同胞としてこの上ない悲しみである。日本國民である沖繩県民が祖國に復歸する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。

國連憲章は民族自決の精神をうたい加盟國間の主權平等を基調としているが、今日複雑な案件から發生する数々の問題は、その殆んどが祖國復歸に起因するものであると思考される。政府及国会においては、沖繩の施政權が速やかに祖國日本に返還される様措置されたく要請する。

右決議する。

昭和四十年三月二十六日

愛媛県西宇和郡三瓶町議會

外務大臣 椎名悦三郎 殿



アメリカ局長

参事

北米課長

村議発 第 90 号

昭和 40 年 3 月 24 日

外務大臣殿

お

新潟県村上市議会議長 東 金一



決議文の送付について

本市 3 月定例会市議会に於て沖縄の祖国日本への復帰に関する決議

を致しましたので 送付致します。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	河内
枝村	吉田
斉藤	山田
有馬	山田
渡辺	平山
大崎	吉澤
中田	藤田
後藤	

外務大臣殿

昭和四十年三月二十二日

村上市議会



沖縄の祖国日本への復帰に関する決議

沖縄は対日平和条約第三条によつて祖国日本から分離され、軍事占領に引続きアメリカ合衆国に施政権を行使されること実に十九年にも及んでいる。

その軍政下で沖縄は、耕地の四十四パーセントが米国の基地で自治権もなく、又日本人としての法律、財産等の保障もないきびしい不自由な生活のなかで、一日も早く祖国復帰をし、同じ日本人としての権利を有する日と、軍事基地のない平和な郷土になることを希望しながら苦しい日常を送っている。

本市議会は、人道的見地に立ち、同じ日本人としての同胞愛に立脚し、沖縄の祖国復帰の一日も早からんことを要望するものである。
以上決議する。

アメリカ局長
参事官
北米課長

室議才三十九号

お6

昭和四十年三月二十五日

高知県室戸市議会議長 前田英

外務大臣 殿

決議書送付について

三月定例議会におきまして、別紙のとおり沖縄の祖国復帰に関する決議を行ないましたので送付いたします。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	村河内
技村	吉田
斉藤	山田
百馬	平川
渡辺	吉津
大崎	藤田
中田	藤田
後藤	



沖縄の祖国復帰に関する決議

才二次世界大戦による対日平和条約により沖縄が本土と分離され、他国の手によつて支配されるに至つてより、既に二十年の才月を経過し、この間九々島民は本土復帰の悲願に燃え、祖国復帰協議会を中心として、これが要請を続けて来たにもかかわらず未だに復帰の出来ないことは同胞として誠に遺憾に堪えないところである。民政府においては施政方針を融和政策に切り替え、いくたの布令、布告の廃止、出入域の規制の緩和経済開発等に力を入れ民生の安定をはかる反面、現在の極東の状況が続く限り基地沖縄の重要性を言明しており、全面的返還の困難性を予測される状況にあるが、政府においては沖縄島民の意思を尊重し、国際正義に立脚の上施政権が沖縄に復活出来るよう格段の措置を講ぜられたる。

昭和四十年三月二十四日

高知県室戸市議会議長 前田英 祐

外務大臣 椎名悦三郎 殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

宮議第 14 号

昭和40年3月29日

外務大臣 椎名悦三郎殿

愛媛県越智郡宮窪町

議会議長 関笹市

沖縄復帰早期実現に関する要望について

標記の件に関し本所議会は昭和40年3月25日

別紙の上おり決議したのでここに決議文を提出

いたします。

越智郡宮窪町議会事務局

沖繩の祖国復帰の早期実現に関する
要望決議

沖繩県民の悲願が祖国への復帰にあることはいうまでもあり
ませんが、これの早期実現が日本国民の世論であることも
亦周知の事実であります。
戦後二十年を経過いたしました今日なお米国の支配下に
あることは沖繩九十万同胞と共に我々の最も遺憾とする
ところであります。
政府並に国会はすみやかに沖繩復帰の早期実現に
ついて積極的に努力を拂われるよう強く要望いたします。

右決議す。

昭和四十年三月二十七日

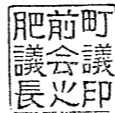
愛媛県越智郡宮窪所
議会議長 関 達 市



アメリカ局長
参事官
北米課長

肥議第六十九号
昭和四十年三月二十五日

佐賀県東松浦郡肥前町議会
議長 兼 武 郊



外務大臣
推名恒三郎 殿

意見書の提出について
昭和四十年三月二十五日の肥前町議会第一回定例会において、地方自治法第九十九条第二項の規定により、沖繩の祖国復帰の早期実現に関する意見書を決議したので、別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

祖国復帰の早期実現に関する意見書

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいりまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、この上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といへどもこれを侵すことはできない。國連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決がない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十年三月二十五日

佐賀県東松浦郡肥前町議会

議長 兼 武 知

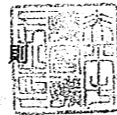


アメリカ局長
参事官
北米課長

赤 議 第 25 号
昭和40年3月30日

外務大臣
推名 祝三郎 殿

北海道赤平市議会議長 細川 義



沖縄の日本復帰に関する要望決議書の提出について

3月27日の昭和40年赤平市議会第1回定例会において標記の沖縄の日本復帰に関する要望決議が満場一致可決されましたので別紙のとおり決議書を提出いたします。

沖縄の日本復帰に関する要望決議

沖縄は第二次大戦の敗戦による軍事占領統治7年、次いで対日平和条約第3条によつて日本から分離され、アメリカの軍事的植民地支配を余儀なくされている。

1962年アメリカはケネディ新政策を発表し「沖縄の復帰を待望し、復帰の際の混乱を少くするため財政援助を増大する」という主旨の声明をした。

しかしながら逆に「極東に脅威と緊張が続くかぎり沖縄を保有する」と言明、核兵器基地の強化とあらゆる演習を行い戦争の危機を増大している。また高等弁務官の専制的支配が露骨化し、経済的植民地化の傾向が濃厚となり、自治権は皆無の状態となつている。また一方では渡航の制限を厳しくし、県民の生命財産はおびやかされ、労働者への弾圧も強くなつている。

このような統治のあり方は国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則にさへ違反し、人権や基本的自由を保障した人権に関する世界宣言にももともとのいわなければならない。いかなる理由があるにせよ、力によつて同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは国際正義に反し、許さるべきではないと信ずる。

よつて政府は住民の意思に反した不当な支配下にある沖縄統治の実態を再認識し、沖縄住民の熱望している祖国日本への復帰について速かなる措置を講ぜられるよう要望する次第である。

上記決議する。

昭和40年3月27日

赤 平 市 議 会

アメリカ局長
参事官
静職議第 佐参課長
昭和40年3月24日

外務大臣推名悦三郎殿

静岡県議会議長 伊良原正



意見書の提出について

2月定例会において議決された意見書を別紙のとおり提出します。

東路亭
北平洋行



要処理	要連絡
要研究	至急
課長	上村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	
後藤	

2617

昭和40年3月19日

外務大臣推名悦三郎殿

静岡県議会議長 伊良原正



沖縄の主権即時回復に関する意見書

沖縄は、太平洋戦争の結果サンフランシスコ条約第3条により、アメリカ合衆国を唯一の施政権者とする信託統治が国連に提案され、これが可決されるまでの暫定措置として、米国の統治下におかれてきたが、既に戦後20年を経過し、沖縄住民はもとより、全国民が即時祖国復帰を悲願としている。

よつて政府は、すみやかにサンフランシスコ条約を改訂し、沖縄の主権即時回復を実現すべきである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

アメリカ局長

参事官

北米課長

発第306号

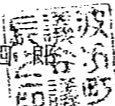
昭和40年3月26日

外務大臣

権名悦三郎殿

愛媛県越智郡波万町議会

議長八木計四



沖縄の祖国復帰の早期実現
に関する決議書について

このことについて別紙のとおりご送付いたしますか
らよろしく願ひいたします。

火
平
箱
大臣
AD. 4. -1
秘書官室

決議案第I号

沖縄の祖国復帰の早期実現に
関する決議について

本町議会は沖縄の祖国復帰の早期実現について別紙
のとおり決議することを提出する。

昭和40年3月22日提出

波万町議会議員 菊川正文
同 菊川圭次
同 真木弥三吉
同 菊山安市
同 菊川親茂

記

理由

今年には戦後20年目にあたり沖縄では祖国復帰の早期
実現方の猛運動を起しているとのことであるので沖縄9
0万の島民の夢をかなえるべく本町議会もこれに協力し
ようとするものである。

上記決議した。

昭和40年3月26日

愛媛県越智郡波万町議会議長八木計四



祖国復帰の早期実現に関する要請

○ 沖縄県民の非願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつていることも事実である。

○ しかしながらこの極めて当然の民族的要求は無視され今日なお米国の統治下に置かれ住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことはわれわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

○ 日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

○ 国連憲章は民族自決の精神をうたい加盟国間の主権平等を基調としているが沖縄の米國統治が続くことはひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく日米相互の信頼を阻害するものである。

○ このような重大時点にたつて佐藤 ジョンソン会談は沖縄の祖国復帰を提議したといわれるがしかしたとえ前進したとはいえ県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

○ 今日複雑な条件から発生する問題のすべてはそのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつてこの前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

○ この現実を理解していただき沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

アメリカ局長

参事官

米謀長

太議第67号

昭和40年3月26日

外務大臣 推名 悦三郎 殿

佐賀県藤津郡

太良町議会議長 原 田 幾

原田 幾
佐賀県太良町
議長の印

要望書の提出について

○ 沖縄の祖国復帰の早期実現方についての要望書を別紙のとおり提出いたします。

大臣
40.4.-1
佐賀県

佐賀県太良町役場

要 望 書

(沖繩の祖国復帰の早期実現方について)

沖繩の住民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく、日本国民の世論になつていることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され今日なお米国の統治下におかれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、沖繩住民はもとより日本国民にとつてこの上もない悲しみである。日本国民たる沖繩住民が、祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は、民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖繩の米國統治が続くことは、ひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談が行なわれ、沖繩の祖国復帰を提議したといわれるが、このことが前進したとはいえ、住民の悲願が達成されなかつたことはまことに残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のそのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決がない限り沖繩の将来はあり得ない。

この現実をくんでいただき、沖繩の施政権がすみやかに返還されるよう要望する。

以上のとおり要望書を提出する。

昭和40年3月26日

佐賀県藤津郡

太良町議会議長 原 田 幾 米



アメリカ局長
参事官
北米課長

沖繩の施政権回復に関する意見書

尼崎市議会

沖繩の施政権回復に関する意見書

沖繩の施政権は、戦後20年を経過した今日、いまだに返還をみ
ていないことは、はなはだ遺憾であります。

尼崎市議会は、沖繩立法院の決議ならびにあらゆる機会に表明さ
れた住民の日本復帰に関する永年の強い願望に応え、沖繩施政権回
復について政府が強い態度で米国に対し交渉されるより、強く要望
いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いた
します。

昭和40年3月31日

尼崎市議会議長 奥田 清太



外務大臣 椎名 悦三郎 殿



アメリカ局長
参事官

北米課長

奈市議発第164号
昭和40年3月30日

外務大臣
椎名悦郎殿

奈良市議会議長
阿波谷あさ子



沖繩の祖国復帰に関する要請決議について

本市議会は昭和40年3月27日の定例市議会において標記の件について満場一致で別紙の通り決議いたしました。

何卒速かに祖国に復帰でき得ます様、格別の御努力をお願い申し上げます。

意見書

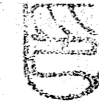
奈良市

沖縄の祖国復帰に関する要請決議

沖縄は第2次大戦の敗戦以来、実に隠忍20年の長きにわたって他国の支配を余儀なくされており、誠に遺憾に堪えないところである。沖縄90万同胞の心情母国日本へ復帰の切なる願いは我々同胞として痛哭の極みである。よって祖国日本への主権が速かに且つ完全に回復される措置を講ぜられる様、奈良市議会の決議をもつて要請する。

昭和40年3月27日

奈良市議会



アメリカ領事

参事官

北米課長

F 630~2

昭和40年3月27日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

封

山形県尾花沢市議会

議長 星川

清



意見書の送付について

みだしのことについて別紙のとおり送付いたしましたから、よろしくお願いいたします。

尾花沢市役所

沖繩の祖国復帰に関する意見書

沖繩は、御承知の如く第二次大戦の敗戦による軍事占領統治下におかれること七年、次いで対日平和条約規定により祖国日本から分離され、米国の軍事的支配下におかれて十三年、実に二十年の長期に亘り異民族の支配を余儀なくされたのである。その間、アメリカ政府はケネディ新政策を発表いたし、沖繩の復帰を待望し更に財政的援助を増大する旨の声明をなされたが、これらも県民の期待に反するものがあり、且つ又最近高等弁務官の専制支配が露骨化し、アメリカ銀行の進出等により経済的植民地化の傾向が濃厚となり、自治権は極度に縮小され、又労働者への弾圧も強くなる一方、祖国との渡航さえも制限されていると仄聞するものである。かゝる統治の在り方は、国連憲章に規定する統治の原則に違反するのみならず、人権に関する「世界宣言」にも反するものといわなければならない。

よつて、政府は、沖繩における統治の実態等を再認識され、祖国日本の主権が速かに、かつ完全に回復される措置を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和四十年三月二十日

山形県尾花沢市議会議長

星川

清



外務大臣
椎名悦三郎殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

芳議才九十九号

昭和四十年三月二十七日

佐賀県小城郡

芳刈村議会議長 眞島

芳刈村議會議長之印

外務省 松名悦三郎 殿

祖国復帰の早期実現に関する意見書提出について

祖国復帰の早期実現に関する意見書の件は、別紙のとおり議決されましたから採用願いたく、地方自治法第九十九条第二項の規定により本村議会の意見として提出します。

要処理	要連絡
要研究	至急
課長	村
枝村	河内
齊藤	吉田
有馬	山田
渡辺	平川
大崎	吉津
中田	
後	

大臣 芳刈村 4.3

祖国復帰の早期実現に関する意見書

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとつてこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としていながら、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願

が達成されなかつたこと、残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決がない限り沖縄の将来はあり得ない。

この実現を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和三十九年三月二十七日

佐賀県大町郡若村議会議長 眞島



外務大臣 椎名悦三郎 殿

外務大臣

榎名悦三郎 殿

山形県米沢市議会議長 佐藤 隆

アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和40年3月29日



決議文送付について

去る3月12日開会の本市議会定例会において、別紙決議文のとおり、満場一致をもって決議いたしましたので、本市議会の決議のとおり、これが早期実現のため特段の御努力を下さるようお願いいたします。

意見書

1. 沖縄の祖国復帰に関する意見について

理由

沖縄は第二次世界大戦の敗戦による軍事統治について、対日平和条約によつて祖国から分離され、アメリカの施政権下におかれること20年の長きに亘つている。この間アメリカ政府は沖縄に対し、財政的援助をしていることとはいいながら、高等弁務官の布令等によつて自治権は極度にせばめられ、また祖国との往来はきびしい制限をうけていと仄聞する。

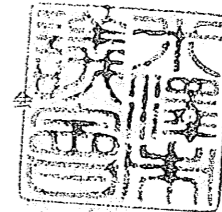
このような統治のあり方は、国連憲章及び人権に関する世界宣言に反するものといわねばならない。

よつて政府は、沖縄統治の実態と沖縄島民九十万の悲願を再認識し、祖国日本の主権が速やかに、且つ完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要望する。

以上地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和40年3月23日

米沢市議



アメリカ局長

参事官

北米課長

陳

情

書

沖繩の即時日本復帰について

沖繩の復帰については、各方面からの要望にもかかわらず、まだその実現を
みないことは、はなはだ遺憾であります。

わが鹿児島県は、その地理的な関係から数百年來沖繩とは文化的にも経済的
にもきわめて密接な関係にあり、沖繩の日本復帰については、重大な関心を寄
せているものであります。

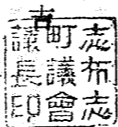
先年発表された米国の沖繩政策は、日本国民の意をみたすものでなく、われわ
れの期待にこたえるものではない。

われわれは、政府ならびに国会がこの際さらに国論をもり上げ、沖繩住民の
日本復帰に関する強い要望にこたえ、その実現についてご努力くださるようこ
こに陳情申し上げます。

昭和四十年三月三十日

鹿児島県志布志町議会

議長 高木伊



外務大臣
権名悦三郎 殿

アメリカ局長
参事官
北米課長
古騰発才 1694 号

昭和40年3月26日

外務大臣
椎名悦三郎殿

福岡県粕屋郡古賀町議会

議長 深田 徳 治 郎



沖縄祖国復帰について要望決議

沖縄祖国復帰は、われわれ多年の念願である。しかるに、戦後20年の今日に至るも、いまだに実現しないことは、誠に遺憾にたえない。

政府並びに国会においては、すみやかに国論を盛り上げ、積極的に沖縄祖国復帰の実現を図られるより、本町議会は強く要望する。



アメリカ局長
参事官
北米課長

白議第七六号

昭和四十年三月三十日

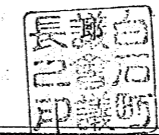
Handwritten mark

外務大臣 椎名悦三郎殿

沖縄の祖国復帰早期実現を要望する意見書提出について

本町議会は、沖縄の祖国復帰早期実現を要望する意見書が、別紙のとおり議決されたので採用願いたく、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

佐賀県杵島郡
白石町議会議長 溝 口 十



(別紙)

沖縄の祖国復帰早期実現を要する意見書

沖縄の祖国復帰は、日本国民の世論であり、又沖縄県民の悲願である。

しかしながら、この極めて当然な民族的要求が無視され、今日なお米国の統治下におかれておる。日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、いかなる権力といえどもこれを侵すことはできない。国連憲章は民族自決をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤・ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、たとえ前進したとはいえ、沖縄県民の悲願が達成されなかつたことは、まことに残念である。

よって政府は万難を排して、沖縄の施政権が速かに返還されるよう措置されたい。
右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十年三月二十五日

佐賀県杵島郡

白石町議会議長

溝

口

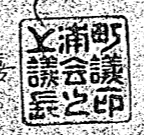
十郎

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿
外務大臣 椎名 悦三郎 殿

外務大臣
推石悦三郎 殿

アメリカ局長
参事官
昭和40年 2月 20日
北米課長

愛媛県越智郡上浦町
議会議長 近藤 義喜



沖繩の祖国復帰の早期実現に関する要請
について

終戦二十年。今日、今だに祖国から分離し、米民統治下
にある90万沖繩県民は祖国復帰を強く叫び、世界的運動に大きく
努力を込め、本土に於いても、この問題については、本格的論議が展開
し、去る2月に行われた第3回全国町村議長会定期総会に於いても
「沖繩復帰の早期実現に関する要請」は、万場一致で決議され、
又、私も各町村に於いても、各々議会に提出し、これをいつか実現
を望む次第であります。

本町上浦に於いても、去る2月27日に行われた昭和40年第一回定例議
会と、同様万場一致で決議され、その別紙「祖国復帰の
早期実現に関する要請書」と同封し、是非実現の途程を願
い致します。

祖国復帰の早期実現に對する要請

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事實である。

しかしながらこの極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、わしわし沖縄県民にとっての上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する希望は崇高なものであり如何なる権力といへどもこれを侵すことはできない。国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時局にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかったことは残念である。

今日、複雑な条件が発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決なく限り沖縄の将来はあり得ない。この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和40年5月27日

愛媛県越智郡上浦町議会議員一同

新議事第24号

昭和40年4月1日

外務大臣
椎名悦三郎殿

新潟県議会議長

戸田文



意見書の提出について

このことについて、本県議会昭和40年2月定例会において別添の意見書を議決しましたので何分の御高配をお願いいたします

大臣
40.4.-6
秘書官室

外務大臣
椎名悦三郎殿

新潟県議会議長

戸田文

文



沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する意見書
沖繩及び小笠原諸島の施政権の可及的すみやかなる復帰は、九十余
万の沖繩同胞及びわが国民の総意であります。
沖繩立法院は既に幾回となく復帰要求の決議を繰返しており、国会
もまたこの悲願に応えて、再三にわたつて施政権回復に関する決議を
行なつています。
今や世界は領土不拡大、民族自決の方向にあることにかんがみ、この
際政府はアメリカ合衆国に対し、沖繩の施政権返還を強く交渉すべき
であります。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。
昭和四十年三月二十六日

アメリカ局長

参事官

北米課長

790

26

議案第二十号

沖縄県民の祖國復帰早期実現に関する要請決議書

沖縄県民の非願が、祖國復帰に集約されることはいうまでもなく、日本國民の世論になつてゐることも事實である。

然しながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日尙米國の統治下に置かれ

住民が祖國同胞と國民生活を共にすることができないことは、日本國民たる沖縄県民

九十万人にとつてこの上ない不幸と云はざるを得ない。

この日本國民たる沖縄県民が祖國に復帰する宿願は、崇高なものであり如何なる権力

といえどもこれを侵すことはできない。

國連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟國間の主權平等を基調としているが、沖縄

の米國統治が続くことは、ひいて米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互

の信頼を阻外するものである。

この様な重大時点に立つて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖國復帰を提議したと

云われるが、然したとえ前進したとはいへ県民の悲願が達成されなかつたことは甚だ

残念である。今日複雑な条件から發生する沖縄問題のすべては、そのほとんどが祖國

復帰に帰着するものであつて、この前提の解決を限り沖縄の將來はあり得ない。

当局者はよろしくこの現実を理解して頂き、沖縄の施政権が速かに返還される様要請

する。

右決議する

昭和四十年三月二十九日提出

高知県吾川池川議會議長 大西 慶



外務大臣 椎名悦三郎 敬

アメリカ局長
参事官
北米課長
保函第40号
昭和40年3月28日

外務大臣 殿

あ

福島県伊達郡保原町議会
議長 仁志田 丹



意見書の提出について

地方自治法第99条第2項の規定により、本町議会の意見として別紙のとおり
意見書を提出しますから、御採用下さるようお願いいたします。

記

件名

沖縄の祖国復帰早期実現について

意見書

一、沖縄の祖国復帰を速かに実現されるより図られたい。

理由

一〇〇万同胞の地、沖縄は戦後二〇年、未だ米國施政のもとにありま。沖縄住民はもとより、國民にして、これが祖国復帰の早期実現を望まぬものはありません。祖国復帰によって、自治権の確立、脆弱財政の問題、福祉年金、公立学校の保障問題、その他米軍の横暴によって及ぼされる人害、農作物の問題等数限りない問題もすべて解決されるものと確信します。ここにおいて、政府は沖縄住民に寄せる國民の願望に立ち、積極的に対米交渉をなし、沖縄の祖国復帰を速かに実現されるよう強く要望するものであります。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

昭和四十年三月二十六日

福島県伊達郡保原町議会議長 仁志田

丹

外務大臣 殿



アメリカ局長
赤市官
北米課長

昭和四十年三月二十日

功

提出者 勝田町議會議員 塚本繁夫
賛成者 勝田町議會議員 山本好夫

会 会 西綾夫
坂元明

勝田町議會議長 宇野熊太郎 殿

沖繩祖国復帰即時実現に關する要求決議

終戦以来二十年を全通した今日、歴史的にも日本固有の領土であり、民族的にも日本国民である。九十万沖繩県民が、今なほ日本から、分離され、国の独立と民族の主権が奪われて、米国の施政下に於かれています。此の事實は、九十万沖繩県民の悲劇であるとともに日本国民九千万同胞の日本民族としての堪え難い屈辱であり、明らかに関連憲章の精神に違反したものである。よって政府は、現在国の真の独立と民族の主権を侵害している日米安全保障條約を廢棄して、即時米駐留軍を撤退し、軍事基地を撤去し、九十万沖繩県民と九千万国民の悲願である、「沖繩祖国復帰即時実現」のために具体的な対策と積極的な交渉を進められるよう強く要望する。

右決議する。

昭和四十年三月二十日

岡山県勝田郡勝田町議會議長

宇野熊太郎



殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

沖繩祖國復帰の早期実現に関する決議

此の極めて当然の民族的な要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖國同胞と生活を共にすることが出来ないことは之の上ない悲しみである。

日本国民たる沖繩県民が祖國に復帰する宿願は嵩高なものであり、如何なる権力といえども之を侵すことは出来ない。悲願である沖繩の施政権が速やかに返還される様、強く要請し、茲に決議する。

昭和四十年三月三十一日

外務大臣 殿

高知県安芸郡北川村議会



アメリカ局長

参事官

北米課長

佐市議才189号

昭和40年3月30日

外務大臣

椎名悦三郎 殿

佐賀市議会議長

江頭 春



決議書の送付について

3月26日佐賀市議会定例会において別紙の通り決議したのでここに送付いたします。

つきましてはこの決議の趣旨御賢察の上善処されるようお願いいたします。

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、才2次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来は日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄統治は複雑なる国際情勢の下で、止むを得ずとられている措置にせよ、かかる時勢を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

1962年3月19日における、ケネディー前大統領の声明は、従来おかれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されないかぎり、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

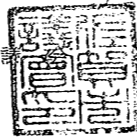
しかるに、沖縄住民は戦後19年の間ひたすらに本土への復帰を宿願しており、われわれ国民も又、沖縄に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれては沖縄統治の実情と沖縄並びに本土の全国民が抱く素朴な感情を御覧察の上、速かに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

以上決議する。

昭和40年3月26日

佐野市



久議発第 77 号

昭和40年3月31日

外務大臣
雅名悦三郎 殿

愛媛県上浮穴郡久万町議会
議長 河野



沖縄祖国復帰の早期実現に関する要請

沖縄県民の悲願である祖国復帰は、戦後20年の今日末だに実現をみず、今尚米国統治下にあるため祖国同胞と生活をともにすることができないことは沖縄住民にとっては、この上ない悲しいことであると思われます。

各種複雑な条件から生れる諸問題の解決は祖国復帰実現によるほかあり得ないと信ずるものであります。

この際貴職のご理解を頂き沖縄施政権が速やかに返還されますようここに要請いたします。

アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和四十年三月二十九日

沖繩の即時日本復帰に関する陳情

鹿屋市議会議長 上松 栄吉

外務大臣 椎名 悦三郎 殿



鹿屋市役所

沖繩の即時日本復帰について

本議会は、先に沖繩の日本復帰を要望する決議を行なってきたが、いままおその実現をみないことは、はなはだ遺憾である。

わが鹿児島県は、その地理的關係から、数百年來、沖繩とは文化的にも経済的にもきわめて密接な關係にあり、沖繩の日本復帰については、重大な關心をよせているものである。

われわれは、政府ならびに国会がこの際さらに国論を盛り上げ、沖繩住民の日本復帰に関する強い要望にこたえ、その実現について努力されるようここに鹿屋市議会全員一致の議決をもつて陳情申し上げる。

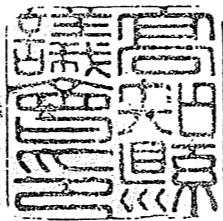
鹿屋市役所

沖縄及び小笠原諸島における施政権の復帰
並びに北方領土の返還に関する決議

- 沖縄及び小笠原諸島の施政権の復帰並びに日本固有の北方領土の返還は、関係同胞の悲願であり、日本国民あがての宿願であるが、いまだにその実現をみるに至らないことは、真に遺憾とするところである。
- 政府は、沖縄及び小笠原諸島の施政権の復帰とわが国固有の北方領土の返還のため最善の努力を払い、すみやかにこれが実現をはかり、関係同胞はもとより全国民の熱願にこたえられんことを強く要望するものである。
- 以上決議する。

昭和40年3月24日

高知県議



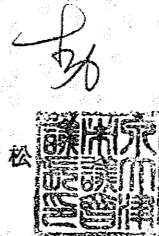
アメリカ局長
参事官

北米課長

泉大津市議第175号
昭和40年3月30日

外務大臣 榎名悦三郎 殿

泉大津市議会議長 幅野福松



要望決議について

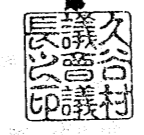
昭和40年3月26日開会の泉大津市議会第1回定例会において別紙のとおり沖縄の祖国復帰に関する要望決議をいたしたので、本市議会の意思を尊重され速やかにこれが実現されるよう要望いたします。

アメリカ局長
参事官
北米課長

久議第一六号

昭和四十年三月三十一日

愛媛県温泉郡久谷村議会議長 島岡良太郎



外務大臣 椎名祝五郎 殿

沖縄の日本復帰早期実現に関する要案決議書提出について

右に關し、本村議会において別紙のとおり決議したから、これの促進について特別の配慮を致されるよう本村議会の意見として提出します。

沖縄の祖国復帰に関する要案決議

終戦後すでに20年を経過した今日沖縄はなおアメリカの軍事支配下におかれ、沖縄90万住民は祖国日本への復帰に悲願をかけ米国政府並びに日本政府に対し繰返し強力に要請されているところであるが、未だ何等の曙光もつかめず焦燥と苦慮になやみつづけている現状である。

政府は、その地域住民の意思に反した不当な支配がなされている沖縄統治の実態を再認識し、沖縄に対する日本の主権が速みやかにかつ完全に回復され沖縄の祖国復帰が早急に実現されるべく策を講ぜられるよう強く要請する。

以上決議する。

昭和40年3月26日

泉大津市



沖縄の日本復帰早期実現に関する要望書

沖縄の日本復帰については、単に沖縄県民の悲願のみでなく、本土国民のひとしく熱望しているところである。

ここに、われわれは、一日も早く沖縄の施政権が米國から返還され、日米兩國間の相互理解と、共存共栄の民族的要請が実現するよう、本議会の決議をもつて、政府及び国会に対し強く要望するものである。

昭和四十年三月十五日

愛媛県温泉郡

久谷村議会

アメリカ局長

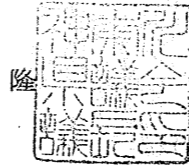
参事官

北米課長

昭和40年4月2日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

神奈川県会議長 篠崎



沖縄の祖国復帰に関する意見書
提出について

神奈川県議会において、3月28日標記意見書を議決したので、御高配を願いたく提出
します。

神奈川県議会

沖縄の祖国復帰に関する意見書

沖縄諸島は、戦後20年を経過しようとする今日に至るも、いまだ米国の施政権下におかれ祖国日本から分離されていることは、まことに遺憾にたえない。

思うに沖縄県民がわが本土から隔絶され制約された環境下にあつて、教育、文化、産業、その他万般にわたる障害にあいながら、あくまでも日本国民たる自覚をもつて、ひたすら祖国への復帰を待望している現実を直視するとき、いまだにこの状態が続いていることは、国民感情として忍び得ないものがある。

政府におかれては、この問題について絶えず努力されているものと思われるが、この際従来にも増して積極的な外交交渉を推進し、すみやかに沖縄諸島の復帰を実現し、もつて沖縄県民並びに日本国民の願望に応えるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定に

より意見書を提出する。

昭和40年3月28日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

神奈川県議会議長 篠崎 隆

神奈川県議会

北米課長

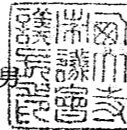
No.

西議第 110 号

昭和40年4月 日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

岡山県西大寺市議会議員 岡崎鉄 男



意見書の提出について

昭和40年3月26日開催の第118回西大寺市定例市議会
で採択した意見書を地方自治法第99条第2項の規定により提
出します。

西大寺市



No.

意見書

日本古来の領土である沖縄は戦後19年を経過した今日、
なお米国の統治の下にあります。沖縄の90万同胞はもと
より日本国民はこぞつて沖縄が1日も早く日本に復帰するこ
とを熱望しております。

この問題の促進のためには、今迄復帰の要望を続けてくる
と共に米国政府との折衝をお願いして参りましたが、今なお
解決の糸口すら見だし得られないことは、誠に遺憾にたえ
ません。沖縄住民の日本復帰の悲願と日本国民の要望が日を
追つて熾烈になつておりますことを御賢察くださいます、
沖縄の日本復帰実現のため格段の御努力をほらわれますよう
強く要望します。

西大寺市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和40年2月27日

外務大臣 殿

愛媛県越智郡吉海町議会 議長 日産 龜 彦



祖国復帰の早期実現に関する要請について

す
か

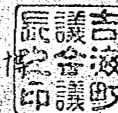
このことについて3月29日開催の本町議会において、別紙のとおり決議したからよろしく御取計い下さるよう要請いたします。

祖国復帰の早期実現に関する要請

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお国の統治下におかれ住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことはわれわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といへどもこれを侵すことはできない。国連憲章は民族自決の精神をうたい加盟国間の主権平等を基調としているが沖縄の米國統治が続くことはひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく日米相互の信頼を阻害するものである。このような重大時点に於て佐藤・ジョンソン会談は沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしこれにたとへ前進したとはいへ県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。今日複雑な条件から発生する問題のすべてはそのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつてこの前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。この現実を理解していただき沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和40年3月29日議決

愛媛県越智郡吉海町議会 議長 日産 龜 彦



アメリカ局長

参事官

北米課長

昭和 年 月 日

昭和40年3月31日

外務大臣 椎名悦三郎殿

愛媛県周桑郡 三芳町議会議長 戒田幸正

沖縄の祖国復帰の早期実現要望について
標記のことについて本町議会3月定例会において別紙の
とおり決議を行はしむので何分の郵配意をたまわりたく
要望いたします

愛媛県周桑郡三芳町役場

決議第一号

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要請決議
右に開し別紙のとおり決議するものとする

昭和四十年三月二十日提出

提出者 三芳町議会

議員

川村岡松
又上崎木
好鉄敏正
志天継広

右決議す

昭和四拾年参月廿六日

愛媛県周桑郡三芳町議会議長 戒田幸正

右正本より謄写す

昭和四拾年参月卅一日

愛媛県周桑郡三芳町議会議長 戒田幸正

三芳町議會議長 戒田幸正 印

沖繩の祖国復帰の早期実現に關する要請

沖繩県民の悲願が祖国復帰の集約されることは、いふまでもなく日本国民の公論に於て、あることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができなことは、沖繩県民にとり、この上なき悲しみであると思われ。

日本国民たる沖繩県民が祖国に復帰する宿願は、当然高きものあり、如何なる能力といふとも、これを侵することはできな。

今日復讐を全件発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものである。この前提の解決を限り、沖繩の将来はあり得なく、この現実を理解して、いかに早く沖繩の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

あ

アメリカ局長

参事官

米課長

昭和四十年四月二日

諫早市議会議長

真

崎



外務大臣 椎名悦三郎 殿

沖繩の祖国復帰に關する決議書の送付について

沖繩住民の祖国復帰への熱願を促進するため、別紙決議書を議決しましたので、政府の善処を要望いたします。

沖繩の祖国復帰に關する決議

沖繩は才二次大戦後二十年の長期に亘りアメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本国の一部であり日本の主権下にあるべきである。

合衆国による沖繩の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ずとられていた措置にせよかかる犠牲を沖繩住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

沖繩住民は戦後二十年の間ひたすら本土への復帰を宿願としており、われわれもまた沖繩に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望久しいものがある。

よつて政府においては、沖繩統治の実情と沖繩並びに本土の全国民が抱く熱烈なる日本復帰の希望をご賢察の上速やかに沖繩における日本の主権回復について特段の措置を講じられるよう要望する。

右決議する

昭和四十年三月三十日

諫

議

会



アメリカ局長

参事官

北米課長

相議第五一号

昭和四十年四月二日

佐賀県東松浦郡

相知町議会議長

小松栄一



外務大臣 椎名悦三郎 殿

沖繩祖國復帰の早期実現に関する意見書

「沖繩祖國復帰の早期実現に関する意見書」提出について別紙のとおり議決されたので採用願いたく、地方自治法第九十九条の規定により本町議会の意見として提出する。

「提出先」

内閣総理大臣

外務大臣

自治大臣

沖縄祖国復帰の早期実現に関する意見書

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつていくことも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民がわれわれと国民生活を共にすることができないことは、沖縄県民にとってこの上ない悲しみであり、われわれも又誠に遺憾と思う。日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤・ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、沖縄県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものである。あつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ないと信ずる。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。
右地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

昭和四十年三月三十日

相知町議会議員

小

松

栄

一



外務大臣

椎名悦三郎 敬

小町議才 55号

昭和40年4月1日

外務大臣
権名悦三郎 殿

佐賀県小城郡

小城町議会議長 中島 高次郎

決議書の提出について
沖縄の祖国復帰早期実現に関する決議を別
紙のとおり提出いたします。



小城町役場

多市議第166号

昭和40年4月1日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

多久市議会議長 池 末 勇

沖縄の日本復帰に関する決議について

上記のことについては多久市議会議定例会において3月26日全員一致をもって別紙のとおり決議致しましたので、特段の御配慮下さるようお願いいたします。



多 久 市

沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第2次大戦後約20年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

1962年3月19日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖縄住民は、戦後約20年の間ひたすら本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれては、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の国民が懐く素朴な感情を御賢察の上速かに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

上記のとおり決議する。

昭和40年3月26日

多 久 市 議



アメリカ局長

参事官

北米課長

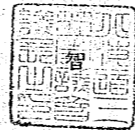
三議才74号

昭和40年4月1日

外務大臣 推名悦三郎殿

あ

北海道三笠市議会議長 藤本



沖縄の祖国復帰について要望意見書の送付
について

このことについて、昭和40年才1回定例会において決定
しましたので別紙のとおり送付しますのでよろしくお願
いいたします。

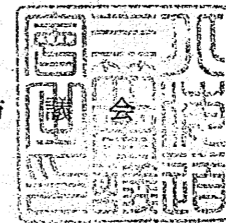
外務大臣 推名悦三郎殿

沖縄の祖国復帰について

要 望 意 見 書

昭和40年3月30日

北海道三笠市



沖縄の祖国復帰について要望意見書

現在沖縄は、戦後すでに20年、平和条約発効以来9年にいたる今日まで、たえず祖国日本への復帰を叫び続け、沖縄立法院は幾回となく復帰要求の決議を繰り返してきております。

日本国会も、また再三にわたって沖縄同胞の悲願にこたえ、施政権回復に関する決議を行なつてきております。

しかしながら、ご承知のように沖縄は、今なおアメリカの統治下にあつて現状では、いつ日本へ復帰されるものか全くみとおしがつきません。

このようなことは、国民感情の上からも、また血潮を同じくする日本民族としての沖縄県民が、今後なお他国の主権下におかれ、苦闘の生活を続けるという現実については、同胞としてみるに忍びないものがあります。

したがって、政府が国民の世論と平和を愛する世界各国の支持を基盤として、強固な態度で対米交渉を推進するならば、沖縄が祖国日本へ復帰する実現の可能性が一日でも早められることを信じて疑いません。

なにとぞ国会、政府におかれては、何びとも侵すことのできない嵩高至純な沖縄県民の祖国日本復帰の悲願をご理解ください、速やかに適切な方途を講じられ、2000万日本国民と90万沖縄県民が、こぞつて願望する祖国復帰の実現ができるよう要望する次第であります。

以上地方自治法第99条第2項により提出します。

北海道三笠市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

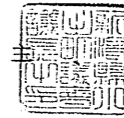
議 第 2186 号

昭和40年4月1日

外務大臣
植名 愷三郎 殿

新潟県北魚沼郡小出町議会

議 長 岡 部 計



沖縄及び小笠原の祖国復帰に関する要請決議の送付について

昭和40年第2回小出町議会臨時会において、別紙のとおり沖縄及び小笠原の祖国復帰に関する要請について決議したので送付します。

決議文添付

沖繩の日本復帰に関する決議（案）

沖繩は、第二次大戦後二〇年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり、日本の主権下にあるべきである。

合衆国による沖繩の統治は、複雑な国際情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖繩住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

一九六二年三月一九日におけるケネディ前大統領の声明は従来置かれていた沖繩の立場から前進し、これが帰属を明らかにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖繩の使命が解除されなれば限り、本土復帰の実現は予断を許さないものがある。

然るに沖繩住民は、戦後三〇年の間ひたすら本土への復帰を宿願としておりわれわれ國民もまた、沖繩に対する日本の主権が一日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれては、沖繩統治の実情と、沖繩並びに本土の全國民が強く素朴な感情を衝動の上進やかに沖繩における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右、決議する。

昭和四十二年三月二十五日

昭和四拾年参月十五日 可 決

竹田市議會議長 菅 八郎

アメリカ局長
参事官
北米課長

要 望 書

沖繩の祖国復帰早期実現について

沖繩の祖国復帰問題は、日本国民の齎しく鶴首待望して止まないところ
あります。沖繩住民は、ひたすら苦痛に堪え祖国復帰を一途に夢見て訴えつ
づけてまいりました。

この素朴にして真剣な住民の心情を察するとき、また同胸垣をもつて痛てら
れる悲哀を思うとき、まことに堪え忍び難きものがあります。

複雑多岐にわたる国際情勢の下にあつては、これが解決には随分と困難を極
めると存じますが、何卒格別の御配慮によつて沖繩の復帰が早期に実現で
きますよう別紙市議会の決議書を相添え、こゝに要望致します。

昭和四十年三月二十九日

竹田市議会議長 菅 八 郎



外務大臣
推名 塚三郎

決議案第一号

沖繩の日本復帰に関する決議（案）

右の議案を別紙のとおり提出する。

昭和四十年三月二十五日

提出者	竹田市議会議員	木田 龍男
	竹田市議会議員	阿南 豪郎
	竹田市議会議員	小沢 悟郎
	竹田市議会議員	後藤 泉

竹田市議会議長 菅 八 郎 殿



藤 沢 市

アメリカ局長

参事官

北米課長

39 藤議第222号

昭和40年3月30日

外務大臣

椎 名 悦三郎 殿

藤沢市議会議長

山 口 倉 吉



沖繩の祖国復帰に関する決議について(提出)

このことについて、昭和40年3月29日開会した市議会定例会の本会議において、沖繩の祖国復帰について、別紙のとおり決議したので、この実現に対してすみやかに適切な措置を講ずるよう格段の御配慮を願いたい。

以 上



藤 沢 市

沖繩の祖国復帰に関する決議

戦後20年を経た今日、沖繩は、いまなお祖国日本から切り離され、90万同胞は、日本国民としての基本的な権利を奪われている。

これは、歴史的または民族的な観点からして、きわめて不合理であり、とくに、日本の国連加盟後も、沖繩がアメリカ合衆国の統治下におかれていることは、国連憲章および世界人権宣言の精神にも反するものと考えられる。

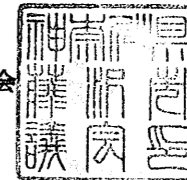
沖繩の祖国復帰はひとり沖繩同胞の悲願であるばかりでなく、全日本国民のひとしく熱望するところである。

よつて、本市議会は、政府が、この悲願と熱望にこたえて、沖繩の即時復帰について、すみやかに適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和40年3月29日

藤 沢 市 議 会



北米課長



沖繩の即時返還・参政権の復活・往來の自由実現についての要請書

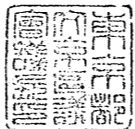
128



沖繩の日本本土復帰のことは、日本国民のひとしく念願してゐること
とは申すまでもありません。
然るに現在なお渡航も制限され参政権すら与えられていないことは、
人道的見地からするも、はなはだ遺憾に堪えないところであります。
よつて政府におかれては、米國政府と強力に折衝を重ねこれが実現
方につき、特段のご尽力を賜りますようお願いいたします。

昭和四十年四月三日

文京区議會議長 古賀一郎



外務大臣 椎名悦三郎 殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

玉議第 698 号

昭和 40 年 3 月 29 日

外務大臣

権名 悦三郎 殿

玉野市議会議長 立石 明



沖縄の祖国復帰の早期実現方の要請
について

標記について当市議会の決議をもちまして別紙のとおり要請申
上げますので、何卒速旨実現について格段の御高配御尽力を賜わ
りますようお願い申し上げます。

昭和40年3月29日

外務大臣
椎名 悦三郎 殿

玉野市議会議長 立石 明 倫



要 請 書

沖縄は日本の一部でありながらアメリカの支配下におかれ、そこには
れつきとした70万人の日本国民が生活し、祖国復帰を悲願としていま
すが、日本の憲法によつて護られてはおりません。

20余年の長い間祖国から分断されているということは、まさに民族
的悲劇であり、祖国なきジプシーはあわれなる民であるというが、祖国
をもちながらその祖国に帰ることの許されない沖縄県民はなおあわれで
あるといわねばなりません。

戦争中は祖国防衛の第一線に立ち、戦後は祖国の主権回復から除外さ
れていますが、まさに天理・人道にもとるものと思います。この忍びが
たい実情が既に国民各層からの久しい熱望にもかかわらず未だに解決を
みないのは遺憾にたえません。

どうか政府並びに関係当局におかれては、われわれ国民の悲願に応え、
沖縄70万人の同胞の一日も早い祖国復帰の実現に最善の努力を払われる
よう、玉野市議会の決議をもつて切に要請いたします。



アメリカ局長

参事官

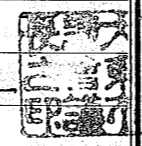
北米課長

大東議第110号

昭和40年4月3日

外務大臣推名悦三郎殿

大東市議会議長船本勝



決議文送付について

此

去る本市議会第104回定例会において別紙のとおり
議決致しましたのでその決議文をご送付申し上げ
ます。

決 議 文

大 東 市 議 会

決議第1号

沖縄返還要求決議

終戦後、すでに20年を経過しますが、沖縄・小笠原諸島は今日なおアメリカ合衆国の支配下におかれ、本土および沖縄同胞の強い復帰要求の声も聞き入れられないというのが現状であります。それどころか本土との自由な往来も許されず厳重な軍政下にある実状は、本土に住むわれわれとしてたえがたい現実であります。

本市議会は、ここに一刻も早く沖縄小笠原諸島が返還されることを強く要望するものであります。

右決議する。

昭和40年3月26日

外務大臣 推名 悦三郎 殿

大東市議会



大阪府大東市役所

電話大東331-334番
電話代表072(72)2181

アメリカ局長

参事官

北米課長

沖縄の施政権返還に関する要望書

兵庫県川西市

沖縄の施政権返還に関する要望書

90万余の沖縄同胞は戦後20年間、たえず祖国復帰を叫びつづけ、沖縄立法院は幾回となく復帰要求の決議を繰り返しているが、いつ日本へ返還されるか見通しがない現状である。

沖縄の統治問題については、A・A会議など広く国際的にも指摘されているところであり、更にこれは領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し国連憲章の信託統治の条件にも該当しないものである。

従つて、政府が国民世論の支持を背景として強固な態度で沖縄の返還について交渉するならば、これの実現は決して不可能でないと確信するものである。

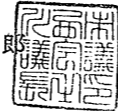
よつて、政府におかれては、沖縄県民の祖国復帰の願望をいれられこれが、交渉をより強く推し進められるようこゝに本議会の決議をもつて要望する。

昭和40年3月27日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

兵庫県川西市議会議長

柚 亥 太 郎



アメリカ局長

参事官

北米課長

決

議

抄

三島市

沖繩、小笠原の即時祖国復帰に関する要旨決議

沖繩、小笠原は戦前、三府四十三県の一つであり、明らかに日本の本土である。

しかるに大平洋戦争の結果、サンフランシスコ条約第三条により、アメリカ合衆国を唯一の施政権者とする信託統治を国連に、提案可決するまでの、暫定措置として米国の統治下におかされた。

戦後二十年、アメリカは国連に提案する意志もなく、たとえ提案されても可決の見込みの全くない今日、米国の沖繩、小笠原占領は永久的とみられる。

このことは、国連憲章、世界人権宣言、日本国憲法にてらして、不当かつ不法である。

政府は、すみやかにサンフランシスコ条約を改訂し、沖繩、小笠原の即時祖国復帰を実現すべきである。

右決議する。

昭和四十年三月十八日決議

三 島 市 議 会



アメリカ局長
参事官
北米課長

三聯才二号

昭和四十年四月一日

外務大臣

椎名 悦三郎 殿

三島市議会議長 井坂 洋一 殿



決議書送付について

標題について三月十八日開かれた当市議会議定例会において別紙の通り決議されたので趣旨実現に善処されたく決議書を送付いたします。

アメリカ局長

参事官

北米課長

40枕市議第4の35号
昭和40年4月5日

外務大臣 推名悦三郎 殿

枕崎市議会議長 上 釜



沖縄の即時日本復帰について

本市議会では、さきに沖縄の日本復帰を決議して貴職に対して要望しましたが、いまなおその実現をみないことは誠に遺憾であります。

わが鹿児島県はその地理的關係から、数百年來沖縄とは文化的にも、経済的にもきわめて密接な關係にあり、特に沖縄の日本復帰については重大な関心をよせているものであります。

われわれは政府並びに国会がこの際、さらに国論を盛り上げ、沖縄住民の日本復帰に関する強い要望にこたえ、その実現について努力されるようここに本市議会の決議に基づき要請いたします。



決 議

望する。

右決議する。

昭和四十年三月三十一日

東京都北多摩郡狛江町議会

議長 土 屋 庸



外務大臣
推名悦三郎 殿



アメリカ局長

参事官

北米課長

宮議ハツ470-286 X

昭 40、3、 3 /

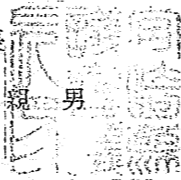
北米課長

外務事務次官
黄田多喜夫 殿

あ

宮崎県議会議長

坂元 親 男



沖縄の祖国復帰並びに北方領土の返還に関する
決議について

戦後20年の長きにわたり叫ばれてきた沖縄祖国復帰の要求と、北方領土の返還については、いまなお未解決のまま現在に至っています。

これに対し本県3月定例県議会において別紙のとおり決議されましたので、国民世論の支持を基盤とし沖縄の祖国復帰並びに北方領土の返還について、すみやかに交渉を開始され、その実現を期せられるようよろしくご配慮賜わるようお願いいたします。

沖縄の祖国復帰並びに北方領土の返還に
関する決議

90万余の沖縄同胞は戦後20年の長期にわたり、たえず祖国復帰を叫び、沖縄立法院は幾回となく復帰要求の決議をくりかえしている。

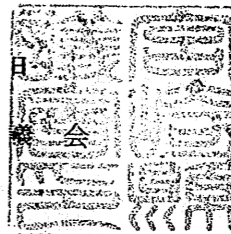
また一方北海道の一部である歯舞群島、色丹島及びわが固有の領土であるその他の北方領土はいまなお未解決のまま現在に至っている。

よつて政府においては、国民世論の支持を基盤として沖縄の祖国復帰並びに北方領土の返還についてすみやかに交渉を開始しその実現を期せられたい。

右決議する。

昭和40年3月27日

宮崎県





アメリカ局長

参事官

北米課長

府議第 32 号

昭和 40 年 4 月 7 日

外務大臣

椎名 悦三郎 殿

封筒

広島県安芸郡府中町議会

議長 寺田 義馬

沖縄、小笠原返還を要求する決議について

昭和 40 年 3 月 30 日開催の当町議会において、標記
に関する決議案を別紙のとおり全会一致で可決いた
しました。

政府におかれては民意を明察せられ、この上とも御
善処せられんことを要請してやみません。

広島県安芸郡府中町議会

決 議

沖縄、小笠原返還要求について次のように決議する。

昭和40年3月30日

広島県安芸郡府中町議会

沖縄、小笠原を祖国に復帰させるよう有効適切なる方途を講ぜられるよう政府に要求する。

理 由

沖縄、小笠原は日本の一部であります。しかし、沖縄、小笠原は現在アメリカの占領の下に軍政をしかれ、政治的にも経済的にも全く日本本土から切りはなされております。沖縄と本土との間には往來の自由は禁止され、親子、兄弟、親せき、知人の訪問さえできず、親の死にめにもあえないという悲劇が今もなおくり返されております。しかも、沖縄の県民は農地の大部を奪われ、ようやくにして職をえた労働者の実賃金は本土のそれの半分にもみならず、反面物価は外国なみの関税がかけられるため本土の夕割高となっております。

また、そこではアメリカ兵に殺されても犯人を裁く権利さえ与えられず、県民の人権と政治的自由は全くふみにじられています。

広島県安芸郡府中町議会

小笠原住民は住み付いた島から追放されたまま、未だに帰島を許されず、本土の各地に散在して生活にも困窮している有様です。

そのうえ、両島はアメリカの核戦争政策の極東最大の基地とされている事実は、アジアと世界の平和に対し極めて重大な問題をはらんでおります。

したがって、アメリカの軍事占領をたちきり、一日も早く祖国に復帰したいという沖縄県民と小笠原住民の心からの願いは、とりもなおさず思想、信条、党派をこえた日本国民の圧倒的多数の熱願であります。本議会は、政府が一日も早く沖縄、小笠原の祖国復帰を実現するよう有効適切な手段をとられるよう強く要求するものであります。

アメリカ局長

参事官

北米課長

七議発第七十三号
昭和四十年三月三十日

12

外務大臣
推名 悦三郎 殿

青森県上北郡七戸町議会議長

山本

正

上北郡
七戸町議
議長印

要望決議書提出の件

本町議会において、「沖繩の祖国復帰早期実現に関する要望決議」を別紙のとおり
全会一致をもって可決されましたので、これが実現にご努力下さるようお願いし
提出いたします。

以上

沖繩の祖国復帰早期実現に関する要望決議

沖繩住民の悲願が、祖国復帰に集約されていることは、いうまでもなく、日本国民の世論にもなっていることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は、無視され、今日なお、米国の統治下に置かれ、その住民は祖国同胞と国民生活とともにすることができないことは、われわれにとっても、この上ない悲しみである。

日本国民たる沖繩住民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は、民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖繩の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく日米相互の信頼を阻害するものである。

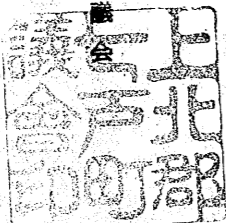
このような重大な時点にたつて、佐藤、ジョンソン対談は、沖繩の祖国復帰を提議したといわれるが、しかし、たとえ前進したとはいえ沖繩住民の悲願が達成されなかったことは、残念である。

今日、複雑な条件から発生する諸問題のすべては、そのほとんどは祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決がない限り沖繩の将来はあり得ない。

よつて、沖繩が米国支配から脱却して祖国復帰の熱烈なる宿願の現実を理解し、その実現を期するより、万全の措置を講ぜられ沖繩の施政権が速やかに返還されるより、本議会の決議をもつて、強く要望する。

昭和四十年三月二十六日

青森県上北郡七戸町議会



北平 〆

沖縄の祖国復帰に関する決議

○ 沖縄の祖国復帰は全島民の永年の悲願であり、我々本土国民も等しくその祖国復帰の一日も速やかな実現を希求するところである。

○ 対日講和条約発効と同時に沖縄の祖国復帰が実現するものと期待したにかゝらず、爾来13年依然として異国民と同様の関係にあることは、洵に遺憾である。

よつて政府におかれては、沖縄90万同胞の祖国復帰の切切たる願望と本土国民の総意に応え速やかに、その実現を期し、格段の努力をばらわれるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和40年4月1日

大 阪 市



大臣
40.4.10
秘書官室

北平 〆
事務次官

沖縄の祖国復帰に関する決議

〆

○ 沖縄の祖国復帰は全島民の永年の悲願であり、我々本土国民も等しくその祖国復帰の一日も速やかな実現を希求するところである。

○ 対日講和条約発効と同時に沖縄の祖国復帰が実現するものと期待したにかゝらず、爾来13年依然として異国民と同様の関係にあることは、洵に遺憾である。

よつて政府におかれては、沖縄90万同胞の祖国復帰の切切たる願望と本土国民の総意に応え速やかに、その実現を期し、格段の努力をばらわれるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和40年4月1日

大 阪 市





アメリカ局長

参事官

北米課長

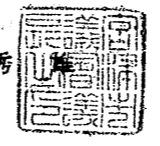
官議第62号

昭和40年4月8日

外務大臣
椎名悦三郎殿

官津市議会議長

上山秀



決議書の提出について

官津市議会は、昭和40年3月15日別紙のとおり「沖縄の祖国復帰に関する決議」を行なったので、当市議会の意志をご了承のうえ、善処たまわれますようお願いします。

沖縄の祖国復帰に関する決議

沖縄の祖国復帰は、全島民の悲願であり、われわれ日本人は、漸く、これが速やかなる実現を希求しているところである。

沖縄は、対日講和条約により現在なお米国の施政権下にあるが、潜在主権は、当然日本に属し、日本の一部であることは、極めて明白である。然るに対日講和条約発効後、13年を経過した今日、依然として米政府の統治権下で軍事的支配下におかれていることは、誠に不合理といわなければならない。

またこのことは、国連の植民地解放宣言はもとより世界の世論にも反するものであり、沖縄施政権の日本への返還は、世界平和への大道である。

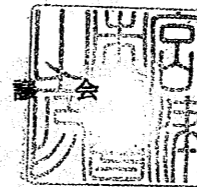
政府におかれては、沖縄の90万同胞が繰り返し叫び続ける切々たる声に応じて、1日も早く祖国復帰を実現するよう格段の努力をいたされんことを強く要望するものである。

以上決議する。

昭和40年3月15日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

官津市



アメリカ局長

参事官

北米課長

X

北海道議會

抄

沖繩における施政権回復早期実現に関する
要望決議

北米課長



沖繩における施政権回復早期実現に関する要望決議

沖繩が、祖国日本から分離されて以来、すでに二十年の歳月を経過しているが、今日なお同島における施政権復帰の実現を見ていないことはまことに遺憾にたえない。

従つて、同島民は二十年の長期にわたり祖国復帰に対する強い願望或いは沖繩立法院における同趣旨の決議等々をもつて、機会あることに哀訴要望を行なつてゐる島民の切々たる心情に思いをいたす時、われ等同胞もまた国民感情として、黙過するに忍び得ないものがある。

よつて、国においては、この際、わが固有領土たる沖繩の施政権回復早期実現のため、適切な措置を講ずるよう本議会の決議をもつて強く要望する。

右決議する。

昭和四十年四月六日

北海道議会議長 岩 本 政



外務大臣
椎名悦三郎 殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

議才一六四号

昭和四十年四月五日

抄

外務大臣
推名悦三郎 殿

愛媛県大洲市議会議長 上川 好邦



意見書の提出について

当市議会三月定例会におきまして、別紙のとおり意見書を議決いたしましたので提出いたします。宜敷く御取計らい下さいますようお願いいたします。

沖縄の施政権返還に關する意見書

沖縄県民九十万同胞は、終戦以來々々アメリカの施政権返還・沖縄の祖國復帰を訴え続け、琉球政府立法院は、幾回となく沖縄返還要求の決議を繰り起している。

日本国会もまた再三にわたり沖縄同胞の懇願に応え、施政権回復に關する努力を払われつつあるも、戦後既に二十年を経過した現在、今なお沖縄はアメリカ合衆国の統治下に置かれていて、いつ日本へ返還されるか、その見通しもつかない状況にある。

アメリカ合衆国による沖縄統治の不当性については、A A 会談など広く國際的にも指摘されているところであり、且つこれを領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し、國連憲章における信託統治の条項にも該当しないばかりでなく、國連加盟國である日本の主権平等を無視し、國連憲章に相反するものであることは、既に琉球政府立法院議會が指摘している通りである。

従つて、政府がアメリカ合衆国に迫附することなく、國民世論の支持と衆議の上立つて、強固な態度で沖縄返還問題について、対米交渉を進めるならば、九十万同胞の懇願と

施政確回復の実現は決して不可能ではないことを確信するものである。
政府に委ねられては、何人も侵すことのできない崇高至純な沖縄県民の祖国復帰の願望と
切実な訴えを理解され、沖縄の祖国復帰が一日も早く実現するよう格別の御配慮を賜わり
たく、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

昭和四十年三月二十九日

愛 媛 県 大 洲 市 議 会

外務大臣
権名悦三郎

アメリカ局長

参事官

北米課長

浜松市議会

浜議第 249 号

昭和40年3月31日

外務大臣

椎名 悦三郎殿

封

浜松市議会

議長 立石



沖縄の祖国復帰に関する要請決議文
の送付について

去る3月23日日本市議会定例会において、標記の決議をい
たしましたので、貴職におかれましては、これが実現方に特
段の御努力をお願い申し上げます。

沖繩の祖国復帰に関する要請決議

沖繩は、第2次大戦の敗戦により祖国日本から分離され、現在他国の支配下におかれている。

ここに歴史的経過を考察するに、沖繩は明らかに日本の国土であり、われわれと同じ日本民族であることは言をまたないところである。しかるに、沖繩は、今日に至るもなお孤立化され、祖国日本との自由往来がはばまれていることは、われわれ同胞としてもまことに忍び得ないところである。

よつて、本市議会は、沖繩をすみやかに、かつ、完全に祖国日本に復帰される措置を講ぜられるよう強く要請する。

昭和40年3月23日

浜松市議会

沖縄返還に関する決議書

終戦後すでに20年を経過した今日、今なおわれわれと同じ血でつながる沖縄90万同胞がその主権を与えられることなく呻吟しておる。

そしてその間幾多の懊惱、苦難に逢着しながらも全島民挙つて祖国復帰の悲願完遂のため、あらゆる努力を重ねている実状を見るとき、その労苦と心労に対し、禁じ難い血涙を覚える。

また同時に沖縄同胞の日本への復帰は、本土に住むわれわれの悲願でもある。しかるに、われわれ及びこれ等同胞の意思に反し、年とともにますます嚴重な軍政統治が行なわれつつある現実はいかに遺憾にたえない。

従つていかなる理由があるにせよ、このままの状態で放置されることは、許されるべきではないと思考する。これがため、米國及び國連加盟諸國が全世界の良識の上になつて、現下の沖縄統治の実態を再認し、日本の主権が完全に回復される措置をすみやかに講じられるべきであると確信する。

よつて、政府においては、あらゆる障害を排除されさらに積極的な努力を傾注されることを強く要望する。

以上決議する。

昭和40年3月26日

地方自治会

アメリカ局長

参事官

北米課長 ~~40大市議発才 98号~~
昭和40年 4月 1日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

鹿児島県大口市議会議長

森山盛 殿



沖縄の祖国復帰に関する要請
決議について

封

本市議会は、沖縄の祖国復帰に関し、別紙のとおり決議
致しましたから、特段の措置を講ぜられるよう決議書を添
え要望致します。

大臣
40.4.3
秘書官室

沖縄の即時日本復帰に関する決議

本議会は、すでに行く昭和39年6月沖縄の日本復帰を
要望する決議を行なったが、いまなお、その実現をみない
ことは誠に遺憾である。

わが鹿児島県は、その地理的な関係から、数百年来沖縄
とは文化的にも経済的にも、きわめて密接な関係にあり、
沖縄の日本復帰については重大な関心をよせているもので
ある。

われわれは、政府ならびに国会がこの際、さらに国論を
盛り上げ、沖縄住民の日本復帰に関する強い要望にこたえ
その実現について努力されるよう切に要望する。

以上決議する。

昭和40年3月29日

鹿児島県大口市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

三議第 141 号

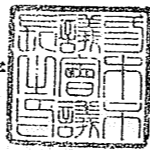
昭和40年4月7日

外務大臣

桂名悦三郎 殿

兵庫県三木市議会議長

近藤 守



沖繩の施政権返還に関する決議について

第65回三木市議会定例会において可決された次の決議文を別紙をもって提出いたしますから、よろしくご高配をお願いいたします。

記

沖繩の施政権返還に関する決議

沖繩の施政権返還に関する決議

戦後20年間、90万余の沖繩同胞はひたすら祖国復帰を念願し、琉球立法院は幾たびとなく復帰要求の決議を繰り返している

日本の国会においてもまたその悲願にこたえ、再三にわたつて施政権復帰に関する決議を行なつたが、沖繩はいまなおアメリカの施政下にある。

アメリカによる沖繩統治の不当性は、国際的にも指摘されているところであり、また領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し、国連憲章の信託統治の精神にも反し、日本の主権を無視した現実はまだことに遺憾である。

よつて政府におかれては、国民世論の支持と全世界の良識の上に立つて施政権返還問題の早期解決について、さらに格段の努力を尽されるよう要望する。

以上決議する。

昭和40年3月30日

三木市議会

アメリカ局長

参事官

北米課長

長濑身一四八号

如

昭和四年三月三日

麦便果喜多郡長臨時議會議長 宮尾久雄



外務大臣 椎名悦三郎 殿

沖繩祖國復帰の早期實現決議書

別紙の通り決議書提出の事宜敷く御殿中へ申上。

長浜赤十字

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する決議 (案)

日本国民たる沖縄住民が、祖国同胞と国民生活を共にする事が出来ないのは、誠に遺憾である。

沖縄の施政権が早期に祖国復帰となるよう長浜町議会は、要請に応え努力するものである。

昭和四十年三月十六日 提出

長浜町議会議長 一 官 亀久雄

右決議する。

この議本は原本と相違ないことと認むる

昭和四十年三月廿五日

長浜町議会議長 一 官 亀久雄



アメリカ局長

参事官

北米課長

決議第4号

昭和40年4月6日

外務大臣

推名 坂本 隆

愛媛県北宇和郡広見町議会

松本 勝義



沖縄の祖国復帰の早期実現に関する

決議文提出について

このことについて別紙の通り決議文を提出いたしま

すのこ、よろしく御配慮賜りたく御依頼申し上げます。



決議案第1号

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要請決議

上記の議案を次の通り提出する。

昭和40年3月29日提出

議員 武田 貞則

同 芝 虎雄

同 坂本 梅吉

同日原案可決

愛媛県広見町議會議長坂本隆



号ノ案案議大

議決案要の十箇ニ其案限早の議決案の議決

。るヲ出擬の版の次々案議の5箇上

出製日々島民を辛の々味聞

眼貞田新員端

敏武芝同

吉樹本殿同

大正九年四月



對本 照 録 會 議 理 長 大 綱 案



沖繩の祖国復帰の早期実現に関する要請決議

沖繩住民の悲願が、祖国復帰に集約されていることは、いまでもなく日本国民の世論になっていることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は、無視され今日なお米国の統治下におかれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、沖繩住民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民である沖繩住民が祖国に復帰する宿願は、崇高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は、民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖繩の米国統治が続くことは、ひいては日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点に立って、佐藤、ジョンソン会談は、沖繩の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、沖繩住民の悲願が達成されなかったことは、残念である。

今日複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであって、この前提の解決ない限り沖繩の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖繩の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

北才課長 *北才*

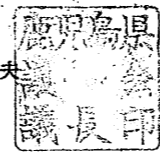
40鹿議第273号

昭和40年4月6日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

鹿児島県議会議長

大坪 静夫

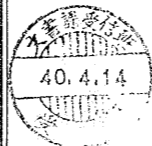


陳情書の提出について

下記のことについて、別添のとおり陳情書を提出いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 沖縄の即時日本復帰について



鹿児島県議会

沖縄の即時日本復帰について

陳 情 書

昭和40年3月

鹿児島県議会議長 大坪 静 夫

陳 情 書

沖縄の即時日本復帰について

沖縄が米国の施政権下にあつて、すでに20年を迎えようとしている。

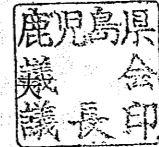
その間当議会においては、数次にわたる日本復帰の要望決議を行なつてきたところであるが、いまだにその実現を見ないことはきわめて遺憾である。

沖縄のおかれた現実、自治権の拡大を見ないのみか、今日の諸情勢は、さらに沖縄を重大な局面に立たしめようとしている。

よつて、沖縄住民の念願たる日本復帰に応え、その実現について政府ならびに国会が、さらに国論を盛りあげ、強力に対策を講ぜられるようここに鹿児島県議会全員一致の議決をもつて陳情申し上げる。

昭和40年3月25日

鹿児島県議会議長 大坪 静



外務大臣
椎名 悦三郎 殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

伊 議才 51 号

昭和 40 年 3 月 30 日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

愛媛県西宇和郡伊方町

議会議長 亀井源松



沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要請に
ついて

このことについて本町議会においては別紙のとおり決議
しましたのでこれが実現方よろしくお願い申し上げます。



祖国復帰の早期実現に関する要請

戦後すでに20年、沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本全国民の世論になつていくことも事実である。

しかしながらこの極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれこれら住民と国民生活を共にすることができないことは、われわれ同胞としてこの上ない悲しみである。

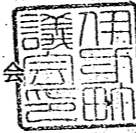
日本国民である沖縄県民が祖国に復帰する宿願は嵩高なものであり如何なる権力といえども、これを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい加盟国間の主権平等を基調としているが今日複雑な条件から発生するかずかずの問題は、そのほとんどが祖国復帰に起因するものであると思考される。政府及び国会においては沖縄の施政権が速やかに祖国日本に返還されるよう措置されたく要請する。

以上決議する。

昭和40年3月12日

愛媛県西宇和郡伊方町議会





アメリカ局長

参事官

北米課長

宝 議 第 1 9 6 号

昭和 4 0 年 4 月 1 2 日

外務大臣

桂名悦三郎 殿

封

宝塚市議会議長 坂 上



沖縄に対する施政権返還に関する

意見書(陳情書)の提出について

昭和 4 0 年 3 月 2 5 日 開会 の 宝 塚 市 議 会 定 例
会 におい て、 標 記 意 見 書 を 議 決 し た の で、 地 方
自 治 法 第 9 9 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お
り 送 付 い た し ま す。

沖縄に対する施政権返還に関する意見書(陳情書)

90万沖縄同胞は、戦後10数年にわたり絶えず祖国復帰を叫びつづけ、また沖縄立法院議会においても、幾回となく祖国復帰要求の決議を繰返してきたことは、ご承知のとおりである。

また日本国会においても、再三にわたつて、沖縄同胞の悲願にこたえて、施政権回復に関する決議を行なつたのであるが、遺憾ながら何等の成果なく、沖縄同胞は、終戦後20年を経た今日、なおアメリカ合衆国の統治下にあつて、苦惱しつつあり、現状では何時施政権が日本に返還されるか見透しさえつかず、沖縄同胞の精神的苦痛は、言語に絶するものがある。

かつまたアメリカ合衆国による沖縄統治の不当性は、すでにA、A会議など広く国際的にも指摘されており、いわゆる領土の不拡大、民族自決の方向に逆行し、もはや国連憲章の信託統治の条件にも該当せず、国連加盟国である日本の主権領土を無視し、国連憲章に違反するものであることは、沖縄立法院議会が指摘しているとおりでである。

したがつて政府がアメリカ合衆国に追従することなく、

漸乎国民世論支持の基盤に立つて、正義人道の立場から沖縄施政権返還について、強い態度で対米交渉をするならば、これの実現は決して不可能でなく、またこの問題の解決は、政府はもちろん9千万同胞の共同の責務であり、更には祖国のため今次沖縄戦で散華した幾多の英霊に対する厳粛な回向である。

故に政府および国会におかれては、何人も侵すことのできない崇高かつ至純な90万沖縄同胞の切なる祖国復帰の悲願をよく認識され、すみやかに沖縄施政権回復が実現されるよう格段のご配慮願いたく、地方自治法第99条第2項の規定により意見書(陳情書)を提出する。

昭和40年4月10日

外務大臣
椎名悦三郎殿

宝塚市議会議員 坂 上



アメリカ局長
参事官
北米課長

封

沖縄の祖国復帰早期実現に関する要請決議

当町議会は、昭和四十年一月十一日第十六回全国町村議長会定期総会で決議された趣旨に賛同し、沖縄の施政権が速やかに祖国に返還されるよう要請するものであります。
右決議する。

昭和四十年三月二十三日

愛媛県 壬生川町 議会

611

昭和甲午年三月廿七日決議

壬生川町議會議長 鈴鹿虎市

決議書は原本に相違なき事を認證する

昭和甲午年四月一日

壬生川町議會議長 鈴鹿虎市



アメリカ局長
参事官

北米課

長西○中議発第一四号

昭和四十年四月十三日

東京部中野区議会議長 大森 虎之助



外務大臣 椎 名 悦 三 郎 殿

要望書の送付について

このことについて、左配の要望書を別紙のとおり送付いたします。

配

沖縄、小笠原の施政権返還等に因する要望書。

中野区議 会

沖繩、小笠原の施政権返還等に関する要望書

要旨

沖繩、小笠原の施政権返還と当該地との渡航制限廃止が早期に実現するよう一層のご尽力を要望いたします。

理由

沖繩、小笠原の施政権返還については予ねてご尽力のことと存じますが沖繩、小笠原は戦後二十年を閲した今日、なお米国の施政権下にあります。

このため沖繩、小笠原の住民は終戦以来、引き続き、参政権、その他において本土の住民と同様の権利が認められずまた、当該地と本土との往来不自由など幾多の悲哀を味合っているというのであります。

本区議会に対し区内の沖繩、小笠原関係者から沖繩、小笠原の施政権返還及び往来不自由の解除に関する請願が提出されたのであります。本区議会としては国民感情及び人道上の問題として当該請願の願意を了とした次第であります。

中野区議会

過般、衆議院において「沖繩の祖国復帰に関する決議案」が可決された趣であります。関係機関におきましては、小笠原の施政権返還と渡航制限の廃止について、今後、一層のご尽力をたまわりますよう要望する次第です。

昭和四十年四月十三日

東京都中野区議会議長 大森 虎之助



外務大臣 椎名 悦三郎 殿

アメリカ局長

参事官

北米課長

名議第192号

昭和40年4月13日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

田中

名瀬市議会議長 田中 靖



沖縄の祖国復帰に関する決議文の送付について
標記に関し別紙のとおり決議文を送付いたします。

沖縄の祖国復帰に関する決議

九十余の沖縄同胞は戦後二十年間たえず祖国復帰を呼びつけ、沖縄立法院は何回となく復帰要求の決議をくり返し、日本国会でも沖縄同胞の悲願にこたえ再三にわたって施政権返還に関する決議を行つています。

数年来、日米合同委員会等において沖縄住民の自治権拡大住民福祉の向上などに諸種の対策が講ぜられつつあるようですが、この反面軍事施設の強化や更にアメリカ本国銀行の沖縄進出による経済的支配の強化等、沖縄住民の不幸がたえないことは誠に遺憾であります。

アメリカによる沖縄統治の不当性については、広く国際的にも指摘されているところであり、更に沖縄統治が長期化の傾向に向つていることは、領土の不拡大民族自決の方向に逆行することは勿論、国連憲章に反するものと言わざるを得ません。

かつてわが名瀬市も戦後沖縄とともにアメリカの軍事占領下にあつてともに苦難を味わいかつ数百年来沖縄とは密接な関係にありますので、沖縄の日本復帰については重大なる関心をよせているものであります。

よつて我々は、沖縄住民の日本復帰に関する要請にこたえその実現について努力されるよう名瀬市議会の決議をもつて要請

する次第であります。

昭和40年3月30日

名瀬市議会

アメリカ局長
参事官
北米課長

八議第一〇三号

昭和四十年四月十四日

千葉県八日市場市議会議長 椿

喜久



外務大臣 椎名 悦三郎 殿

地方自治法第九十九条第二項の意見書送付について
沖繩の祖国復帰に関する意見書を別紙により御送付申し上げますのでよ
ろしく御取計下さいますようお願い申し上げます。

沖繩の祖国復帰に関する意見書

日本国沖繩が他国の支配下に置かれてより十九年その間祖国日本への
復帰を目指し日夜をわがたずあらゆる努力を続けていたのである。
しかるに沖繩九十万同胞の悲願は未だにその解決策を見出し得ない現
状にあることは誠に憂慮に堪えない。
かかる長い間沖繩が祖国より分離されていることは沖繩住民が平和な
生活を営む上に多大な支障を来たしているとともに人道的見地よりし
ても甚だ忍びがたいものがある。
よつて政府は沖繩住民の悲願に思いをいたし速かに祖国日本への復帰
実現に万全の措置を講ぜられるよう強く要望する。
右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和四十年四月十四日

千葉県八日市場市議会議長

アメリカ局長
参事官
北米課長

日議発第228号
昭和40年4月9日

外務大臣
椎名悦三郎 殿

日向市議会議長 柏田



沖縄の日本復帰に関する決議書送付について

風薫る青葉の候となりますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、標記について日向市議会は6月定例会において別紙の通り決議したのでよろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。



沖縄の日本復帰に関する決議

沖縄は、第2次大戦後19年の間アメリカ合衆国の支配するところであるが、本来日本領土の一部であり日本の主権下にあるべき地である。

合衆国による沖縄の統治は、複雑な国債情勢のもとで止むを得ず執られている措置にせよ、かかる犠牲を沖縄住民に転嫁することは、われわれの到底忍び得ないところである。

1962年3月19日におけるケネディ前大統領の声明は、従来置かれていた沖縄の立場から前進し、これが帰属を明かにしているが、かかる配慮も軍事基地としての沖縄の使命が解除されない限り本土復帰の實現は予断を許さないものがある。

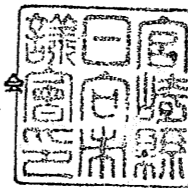
然るに沖縄住民は、戦後19年の間ひたすらに本土への復帰を宿願としており、われわれ国民もまた、沖縄に対する日本の主権が1日も早く回復されるよう待望して久しいものがある。

よつて、政府におかれては、沖縄統治の実情と、沖縄並びに本土の全国民が懐く素朴な感情を御賢察の上速やかに沖縄における日本の主権回復について特段の措置を講ぜられるよう要望する。

右、決議する。

昭和39年6月17日

日向市議会



アメリカ局長
参事官

宛先
宛先

綾035

昭和40年4月6日

外務大臣
権名悦三郎殿

綾部市議会議長
小室繁太郎



決議文送付について
本市議会昭和40年3月定例会において「沖縄及び小笠
原諸島の即時日本返還を求める決議」を議決したので、送
付します。

決議の趣旨を勸案され善処されますよう申し添えます。

要処理	要速	結
要研究	至	急
課長	内	
教員	田	
斎藤	田	
有馬	山	
渡辺	平	川
大崎	吉	津
中田		
後藤		

B5 タイプ22K 39. 3. 10.000 綾印

綾部市

沖縄及び小笠原諸島の即時日本返還を求める
決議

戦後20年、歴史的にも日本の領土であり、民族的にも
日本国民である沖縄と沖縄島民、及び小笠原諸島と小
笠原島民が、日本が国連に加盟した後において、今なお
日本から切り離され、米国の治政の下に基本的人権及び
自由を抑制されていることは、きわめて不合理であり償
りを禁じ得ない。

よつて政府は、93万余の沖縄島民及び幾多の小笠原
諸島民の総意と、日本国民の世論をくみ、ただちに沖縄
及び小笠原諸島民の返還について、強力な対米交渉を行
なうとともに、全日本国民の悲願達成のために積極的な
努力を行なうよう、綾部市民の総意を代表して要請する。

ここに決議する。

昭和40年3月

綾部市議会

B5 タイプ22K 39. 3. 10.000 綾印

綾部市